

債権の消滅時効

要件満たせば主張可

(2011年11月8日掲載原稿)

10年以上前に消費者金融で借金をして、支払いをしないで放置していたら、突然、債権譲渡を受けたという業者から「債権譲渡通知書兼支払い通知書」が届いたという相談がありました。

この相談のように消費者金融から10年以上前に借金をし、その後支払いをしていない、請求も全く受けていないという状況であれば「消滅時効」を主張できると思われます。

消滅時効とは、債権者が債務者に対して、法律で定める一定の期間に請求等を行わないとその債権が消滅してしまうというものです。但し一定期間が過ぎても当然に消滅するのではなく、債務者が債権者に「時効を受ける」という意思を伝えなければなりません。これを時効の援用といいます。

主な消滅時効の期間は

- ① 飲食代金やビデオのレンタル料金は1年
- ② 売掛金、給料、塾等の月謝は2年
- ③ 工事代金、不法行為による損害賠償、慰謝料等は3年
- ④ 家賃、地代、連帯保証、消費者金融からの借り入れ等は5年
- ⑤ 個人間の金銭貸借や売買代金、裁判所で確定した債権等は10年

と、債権の種類によって定められており、要件を満たす場合は時効を主張(援用)すれば債務を免れることができます。

時効の援用は、①債権の種類②債権の発生時期③その債権(債務)の存在の有無を確認することが重要です。

債権譲渡を受けた業者等から突然、支払い督促等が送られてきた場合は、あわてて支払ってしまう前にその内容をよく調べてください。一部でも支払うと時効を主張できなくなりますので注意が必要です。

時効ではないかと思ったら、法律相談等を受けてみることをおすすめします。